平成２９年４月１日

入札参加者の皆様へ

桑名市契約監理課

建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務における
入札・契約制度の変更等について

１　緊急経済対策の延長について

地域経済の活性化および雇用の促進を積極的に推進するため、前年度に引き続き、緊急経済対策として、市内優先発注を平成３０年３月３１日まで１年間延長します。

※予定価格１億５千万円未満の建設工事に限ります。

※競争性が確保できない場合は、地域要件を拡大することがあります。

２　地域建設業経営強化融資制度の延長について

建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により、厳しい経営環境に直面してきた中小・中堅建設業者の資金調達を支援するため、国において「地域建設業経営強化融資制度」が設けられ、今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、地域の社会維持活動に寄与するため、制度が５年間延長されました。

これを受け、本市においても、本制度の運用を平成３３年３月３１日まで５年間延長します。

※本制度の詳細については、桑名市ホームページ＞入札・契約情報＞その他＞「地域建設業経営強化融資制度」をご覧下さい。

３　最低制限価格算出に係る「基準価格」及び
低入札価格調査制度に係る「調査基準価格」の算出式について

平成２９年４月１日より、建設工事及び測量・コンサルタント等業務におきまして、最低制限価格の基準価格及び低入札価格調査制度の調査基準価格の算出式を別紙のとおり変更します。また端数処理につきましても変更しますので、詳しくは別紙をご確認ください。

４　スクラップ評価額の取り扱いについて

設計内訳書において、一般管理費等の直下に「スクラップ評価額」の計上のある場合は、下記の積算体系及び運用とします。ただし、個別案件につき、公告に別の運用の提示がある場合は、それによるものとします。

（１）「スクラップ評価額」は、従来直接工事費からマイナス計上していたものを、工事原価算定後に計上しております。

入札時に提出する内訳書においては、一般管理費等の直後の「スクラップ評価額」の項

に、相当額をマイナス計上してください。

（２）「桑名市変動型最低制限価格制度試行要綱」における「最低制限価格の基準となる価格（基準価格）」の算定については、「スクラップ評価額」は、別表に定める「直接工事費」に含むものとします。

直接工事費　＝　「設計内訳表の直接工事費計」　＋　「スクラップ評価額」

（３）「桑名市低入札価格調査試行要綱」における「低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（調査基準価格）」及び「失格基準価格」の算定については、「スクラップ評価額」は、別表第１及び別表第２に定める「直接工事費」に含むものとします。

直接工事費　＝　「設計内訳表の直接工事費計」　＋　「スクラップ評価額」

<u>※　これらの変更等については、平成２９年４月１日以降の公告から適用します。</u>

別紙

●算定方法

【改正前】

(1)　算出式から得られた価格を基準価格(税抜き)とします。この場合において、基準価格は予定価格(税抜き)の10分の９から10分の７までの範囲内とし、10分の９を超えるときは10分の９、10分の７を下回るときは10分の７とします。(当該価格に千円未満の端数があるときは、当該端数を切捨てて得た価格とします。ただし、予定価格の10分の７を下回るときは、当該端数を切上げて得た価格とします。)

(2)　基準価格以上の価格であって予定価格の範囲内での入札者数に10分の６を乗じて得た数（当該数に１未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入した数）を最低制限価格算出対象入札者数とし、それらの入札価格(税抜き)を平均して得た価格(当該価格に千円未満の端数があるときは、当該端数を切捨てて得た額）をもって最低制限価格(税抜き)とします。ただし、最低制限価格が予定価格の10分の９を超えるときは10分の９（当該価格に千円未満の端数があるときは、当該端数を切捨てて得た額）とします。

(3)　最低制限価格算出対象入札者数が５に満たない場合は基準価格をもって最低制限価格とします。

⇩

【改正後】

(1)　算出式から得られた価格を基準価格(税抜き)とします。この場合において、基準価格は予定価格(税抜き)の10分の９から10分の７までの範囲内とし、10分の９を超えるときは10分の９、10分の７を下回るときは10分の７とします。(当該価格に**一万円未満**の端数があるときは、当該端数を切捨てて得た価格とします。ただし、予定価格の10分の７を下回るときは、当該端数を切上げて得た価格とします。)

(2)　基準価格以上の価格であって予定価格の範囲内での入札者数に10分の６を乗じて得た数（当該数に１未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入した数）を最低制限価格算出対象入札者数とし、それらの入札価格(税抜き)を平均して得た価格（当該価格に**一万円未満**の端数があるときは、当該端数を切捨てて得た額）をもって最低制限価格(税抜き)とします。ただし、最低制限価格が予定価格の10分の９を超えるときは10分の９（当該価格に**一万円未満**の端数があるときは、当該端数を切捨てて得た額）とします。

(3)　最低制限価格算出対象入札者数が５に満たない場合は基準価格をもって最低制限価格とします。

●算出式

〔建設工事〕

【改正前】　（税抜き）

【一般土木工事】
直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費×0.3
【建築工事等（建築工事に付随する設備工事、解体工事を含む。)】
直接工事費×0.9×0.95＋共通仮設費×0.9＋(直接工事費×0.1＋現場管理費)×0.8＋一般管理費×0.3
【鋼橋製作・架設工】
直接工事費×0.95＋(間接労務費＋共通仮設費)×0.9＋(工場管理費＋現場管理費)×0.8 ＋一般管理費×0.3
【機械設備製作・据付工（下水機械設備工事を除く。)】
(直接製作費＋直接工事費)×0.95＋(間接労務費＋共通仮設費)×0.9 ＋(工場管理費＋設計技術費＋現場管理費＋据付間接費)×0.8＋一般管理費×0.3
【電気・通信設備工事（下水電気・通信設備工事を除く。)】
機器単体費×0.85＋直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋(現場管理費＋機器間接費)×0.8 ＋一般管理費×0.3
【下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事】
機器費×0.85＋直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9 ＋(設計技術費＋現場管理費＋据付間接費)×0.8＋一般管理費×0.3 ※　直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

（注）複数の諸経費体系で構成された工事等を発注する場合は、各々の諸経費体系毎に算出した価格に千円未満の端数処理(切捨て)を行い、合算した価格を基準価格とします。

⇩

【改正後】　（税抜き）

【一般土木工事】
直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.95＋現場管理費×0.9＋一般管理費×0.65
【建築工事等（建築工事に付随する設備工事、解体工事を含む。)】
直接工事費×0.9×0.95＋共通仮設費×0.95＋(直接工事費×0.1＋現場管理費)×0.9＋一般管理費×0.65
【鋼橋製作・架設工】
直接工事費×0.95＋(間接労務費＋共通仮設費)×0.95＋(工場管理費＋現場管理費)×0.9 ＋一般管理費×0.65
【機械設備製作・据付工（下水機械設備工事を除く。)】
(直接製作費＋直接工事費)×0.95＋(間接労務費＋共通仮設費)×0.95 ＋(工場管理費＋設計技術費＋現場管理費＋据付間接費)×0.9＋一般管理費×0.65
【電気・通信設備工事（下水電気・通信設備工事を除く。)】
機器単体費×0.875＋直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.95＋(現場管理費＋機器間接費)×0.9 ＋一般管理費×0.65
【下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事】
機器費×0.875＋直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.95 ＋(設計技術費＋現場管理費＋据付間接費)×0.9＋一般管理費×0.65 ※　直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

（注）複数の諸経費体系で構成された工事等を発注する場合は、各々の諸経費体系毎に算出した価格に**一万円未満**の端数処理(切捨て)を行い、合算した価格を基準価格とします。

〔測量・コンサルタント等業務〕

【改正前】（税抜き）

測量業務	直接測量費＋諸経費×0.5 ※　諸経費＝間接測量費＋一般管理費等
建築関係コンサルタント業務 建設コンサルタント業務 補償コンサルタント業務	○ 積算に技術経費の項目を計上する場合 直接業務費＋諸経費×0.5＋技術経費 ※　諸経費＝業務管理費＋一般管理費等 ○ 積算に技術経費の項目を計上しない場合 直接原価＋その他原価＋一般管理費等×0.3
地質調査業務	純調査費＋諸経費×0.3＋解析等調査業務費×0.7 ※　純調査費＝直接調査費＋間接調査費 諸経費　＝業務管理費＋一般管理費等

（注）複数の諸経費体系で構成された工事等を発注する場合は、各々の諸経費体系毎に算出した価格に千円未満の端数処理(切捨て)を行い、合算した価格を基準価格とします。

【改正後】（税抜き）

測量業務	直接測量費＋諸経費×**0.55** ※　諸経費＝間接測量費＋一般管理費等
建築関係コンサルタント業務 建設コンサルタント業務 補償コンサルタント業務	○ 積算に技術経費の項目を計上する場合 直接業務費＋諸経費×**0.55**＋技術経費 ※　諸経費＝業務管理費＋一般管理費等 ○ 積算に技術経費の項目を計上しない場合 直接原価＋その他原価＋一般管理費等×**0.45**
地質調査業務	純調査費＋諸経費×**0.45**＋解析等調査業務費×**0.8** ※　純調査費＝直接調査費＋間接調査費 諸経費　＝業務管理費＋一般管理費等

（注）複数の諸経費体系で構成された工事等を発注する場合は、各々の諸経費体系毎に算出した価格に**一万円未満**の端数処理(切捨て)を行い、合算した価格を基準価格とします。